

つばめ共済自家給付制度に関する規程

(目的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「つばめ共済」の自家給付に関するものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する「つばめ共済」のうち当商工会議所が独自に給付を行う自家給付（給付金・祝金・祝品・助成金）制度について規定するものであり、その対象者は、「つばめ共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「対象者」という。）とする。

(運営費)

第3条 会員事業所は、当商工会議所に対し「つばめ共済」の掛け金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(給付内容)

第4条 本制度の自家給付内容は、別表1に定める。

(脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、保険料が払い込まれている月の末日をもって「つばめ共済」から脱退するものとする。

「つばめ共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- (1) 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき
- (2) 会員事業所が「つばめ共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき
- (3) 会員事業所が「つばめ共済」の保険料を期日までに払わなかったとき。但し、別途に定まる猶予期間内に支払いがなされた場合はこの限りでない。
- (4) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

(給付手続き)

第6条 対象者は、給付事由に該当した場合は会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出のうえ、所定の請求手続きを行うものとする。

(時効)

第7条 給付金その他この共済契約に基づく自家給付を請求する権利は、これらを行することができる時から3年間行使しないときには消滅するものとする。

(規程の制定・改廃)

第8条 本規程の制定及び改廃は、正副会頭会議の決議により行う。

(付 則)

第1条 この規程は、平成17年11月1日より実施する。

第2条 この改正規程は、令和2年4月1日より実施する。

別表1 自家給付内容

《給付する場合》

災害通院給付金 (不慮の事故)	<ul style="list-style-type: none">・対象者が不慮の事故を直接の原因として、5日以上通院した場合、年2回を限度として1口あたり日数に関わらず一律5,000円を支給する。・対象者は同一の不慮の事故を直接の原因として、2回通院した場合は、最後の通院日から180日を経過した通院に限り支給する。
病気入院給付金	<ul style="list-style-type: none">・対象者が疾病を直接の原因として、5日以上入院した場合、年2回を限度として1口あたり日数に関わらず一律5,000円を支給する。・対象者が同一の疾病を直接の原因として、2回入院した場合は、最後の退院日から180日を経過した入院に限り支給する。
結婚祝金	<ul style="list-style-type: none">・加入後1年以上経過後に結婚した場合、1口あたり5,000円を支給する。
出生祝金	<ul style="list-style-type: none">・加入後1年以上経過後に加入者またはその配偶者が、出産された場合、1口あたり5,000円を支給する。
寿祝品	<ul style="list-style-type: none">・加入後5年以上の加入者が65歳6ヶ月を超え、継続加入に同意いただいた場合に祝品を支給する。
脳検査助成	<ul style="list-style-type: none">・対象者が加入後1年以上経過後に当所の指定病院で脳検査を受診した場合、年1回を限度として1口あたり1,500円を助成する。

年間基準とは、毎年11月1日から10月31日を1年間とする

別表2 給付請求書類

<p>災害通院給付金 (不慮の事故)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(祝い金・見舞金・助成金) 請求書 ・診断書または通院日数が確認できる書類 (病院の治療費支払領収書等)
<p>病気入院給付金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(祝い金・見舞金・助成金) 請求書 ・診断書または通院日数が確認できる書類 (病院の治療費支払領収書等)
<p>結 婚 祝 金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(祝い金・見舞金・助成金) 請求書 ・結婚が確認できる書類 (招待状のコピー等)
<p>出 生 祝 金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(祝い金・見舞金・助成金) 請求書 ・出生が確認できる書類 (母子手帳のコピー等)
<p>寿 祝 品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上の加入で65歳継続された加入者
<p>脳 検 査 助 成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(祝い金・見舞金・助成金) 請求書 ・脳検査受診が確認できる書類 (領収書のコピー等)